

## 令和元年度 第3回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

令和元年 12月5日(木) 15:00~16:53

天神ビル 11階 11号会議室

### 2 出席者

(委員) 森田委員長, 八尋副委員長, 伊藤委員, 乙津委員, 田中委員, 堤田委員,  
南原委員, 松尾委員, 于委員

(事務局) 経済観光文化局 高島局長

天本理事

仲原国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

井上にぎわい振興係長, 森園

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

博多区

野口維持管理課長

中央区

倉岡道路適正利用推進課長

### 3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 第1回公募屋台の更新認定可否について
- (3) 更新審査の結果と今後について

### 4 議事

#### (1) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議事1「会議の公開について」ですが、今回は議事2「第1回公募屋台の更新認定可否について」におきまして、屋台営業者の具体的な状況についてご議論いただく予定でございます。

屋台選定委員会では原則公開を進めているところではありますが、議事2の更新認定可否の議事については、各屋台の営業情報など、屋台営業者の権利や正当な利益を害する恐れがある情報を取り扱う可能性が高いこと、また、審査内容を公開することで、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、議事2につきましては非公開として進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。それでは議事2について、非公開で進めたいと思います。

なお、非公開部分の審議内容につきましては、公開で行われる議事3「更新審査の結果と今後について」の中で、私の方から概要を改めて説明したいと思います。

それでは、議事2「第1回公募屋台の更新認定可否について」に入りたいと思います。

先ほど決定しましたとおり、ここから非公開としたいと思いますので、事務局は、傍聴者、報道機関の方の退室誘導をお願いします。

#### 【報道関係者及び傍聴者退室】

### (2) 第1回公募屋台の更新認定可否について

(委員長)

次に、事務局は非公開資料を配布してください。

それでは、非公開資料について事務局から資料の確認及び説明をお願いします。

(事務局)

それでは配布資料についてご説明させていただきます。

まず、A3の資料、別紙「第1回公募屋台の更新認定可否について」の審査部会案の資料になります。続きましてA4の左上をホッチキス止めしたものが、「第1回公募屋台更新審査検討個票」となります。最後にドッチファイルでお配りしております「第1回公募屋台更新審査資料」になっております。

それぞれ説明させていただきたいと思います。

「第1回公募屋台の更新認定可否について」の資料につきましては、これから議論する資料となります。

次に、「第1回公募屋台更新審査検討個票」につきましては、更新申請者ごとに、「一定の事実」の状況をまとめた資料となっております。その詳細版が、ドッチファイルの「第1回公募屋台更新審査資料」となっております。

あらためて、ドッチファイルの「第1回公募屋台更新審査資料」の中身について説明させていただきます。ドッチファイルを開けていただきたいと思います。AからRの屋台営業者ごとに、応募申請書、営業計画書、状況報告書、文書指導に関する書類、苦情等に関する書類の順に綴っております。なお、文書指導に関する書類、苦情等に関する書類につきましては、該当者のみとなっております。

具体的に□の例でご説明しますと、まず、□から□までが、平成29年の公募応募時に提出された応募申請書及び営業計画書になります。次に、□から□までが、今年の4月に提出されました「営業開始後2年目の状況報告書」になり

ます。

次に、からまでが、文書指導に関する書類に、からまでが、苦情等に関する書類になります。基本的にはこの順番でAからRまで綴っております。

資料に関する説明は以上でございます。

なお、これらの資料につきましては、情報管理の観点から、非公開議事終了後に回収させていただきます。

(委員長)

次に、審査部会で審査部会長に選任された八尋委員より、審査部会案の内容についてご説明をお願いします。

(部会長)

はい、説明したいと思います。では、別紙「第1回公募屋台の更新認定可否の審査部会案について」ご説明いたします。資料をご覧くださいと思います。

まず審査部会の概要についてですが、11月6日と11月14日の2回、審査部会を開催しました。1回目は、審査部会の部会長、それから副部会長の選任と面接対象者を選定し、2回目は、面接実施とその結果を踏まえた更新認定可否の審査部会案を決定しました。

審査部会の部会長には私八尋が選定され、副部会長には乙津委員が選定されました。

面接につきましては、更新申請者18名のうち10名を対象に、審査部会委員全6名で、1人当たり約10分で実施しました。面接結果を踏まえた更新認定可否の審査部会案については、審査部会委員6名の合議により決定しております。

それでは別紙表の説明に移りたいと思います。

表の1番左側が、更新審査のために第1回公募屋台営業者に割り振ったアルファベット、2番目が面接対象者で丸がついている方が面接対象者です。

そして3番目に面接で確認する必要がある事項、4番目にこの面接対象者の更新を認定とするか不認定とするかで、マルが認定、バツが不認定です。

そして1番右の行は、決定に際しての「委員会意見」です。認定をすとしても、今後の屋台営業において意識してもらう必要があること、あるいは対策を徹底してほしいことを、「委員会意見」として挙げています。

「委員会意見」は、それ自体が直接営業停止だとか文書指導に繋がるものではありませんが、今回の更新決定通知書に明記されますので、本人にとっては「委員会意見」を意識して屋台営業を行うことが期待されると思います。それと、選定委員会にとっては、2年後の次回更新審査の際に、重点的に確認すべきものになるかと思っています。

それでは、面接結果並びに更新審査結果及び委員会意見の審査部会案について、具体的にご説明いたします。

については、

[Redacted]

続いて、[Redacted]については、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

続きまして、[Redacted]については、

[Redacted]

そして、[Redacted]についてですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから続きまして、[Redacted]については、

[Redacted]

続きまして、[Redacted]についてですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

続きまして、[Redacted]については、

[Redacted]

続きまして、[Redacted]については、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから、については、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

続きまして、については、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

続きまして、についてですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

続きまして、については、

続きまして、については、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

続きまして、□については、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

それから□についてですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

以上、「更新認定可否」及び「委員会意見」の部会案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

どうも八尋部会長ありがとうございます。

では、八尋部会長からの説明につきまして、何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

(委員)

よろしいですか。

ファイルを見せていただいたのですが、苦情のところを見ると非常に厳しいご意見がたくさん載っていますが、結果、反省して法令遵守に努めるのでということで、全て更新ということになっておりますが、実際、文書指導も受けているし、苦情の内容もとても観光に資するような屋台では、もちろん苦情を申し立てる方ですから、感情的になっている部分もあるかと思うし、誤解もあるかもしれませんが、そのようなと

ころについて、今回は更新というご判断は理解いたしますが、今ご説明があったように次回以降きちんと留意してというお話がありましたが、なんらかのきちんとしていく屋台の営業者と、苦情が出たりあるいは文書指導を受けていたりするところについては、具体的に差を付けるべきではないかなと思います、その辺りはいかがでしょうか。

(部会長)

全ての苦情や警告等について申し開きをしましたが、その中では苦情を申し立てられた方が酔ってらっしゃったり、いろいろしたりする中で起こったことも多々にあったと思います。

苦情や文書指導が複数回あれば問題ですが、1回2回というような形ですから今回については改善の見込みもあるということを考えて、認定するという判断しております。

ただやはり差を付けるべきかと思っ、委員会意見としてこのような形で真摯に受け止めることということで、何もなかったところは、公募屋台というのは基本的には模範となるべきと考えますので、模範となるべきだという委員会意見を付けるのと同時に、もう一方では、あなたのところには苦情が出ているのでそれについては酔ったお客さんであっても真摯に受け止めるべきだという内容で委員会意見を書いているということになります。

(委員)

はい。

(委員長)

ほかにはいかがでしょうか。

(委員)

まず、この更新審査に当たっていただいた部会員の皆さま本当にお疲れ様でございます。

詳細な資料と分析の結果の説明をいただきましたが、一つお伺いしたいのが、更新認定可否についての一覧があつて、18軒全部あつて、10軒面接されていると。例えば文書指導と苦情というところがメインであつて、それに対する一定の事実に対する原因分析をされたということですが、見方を変えて、多分商業エリアと観光エリアの2種類があつたと思いますが、それぞれの中で偏りがあるとか、そのような資料に載っていない分析等がもしあれば教えていただけたらと思うのですが。

(事務局)

今、観光スポットエリアと商業地エリアの傾向ということでしたが、につきましては観光スポットエリア、主に博多区の方になります。一方で、につきましては、商業地域エリアということで中央区、天神が営業地域となっております。

(部会長)

ヒアリングのときにいろいろ確認はしましたが、やはり客数が多いところほど早く帰って欲しいということを伝えて、トラブルが発生したりしているような気がしました。

そのような意味では忙しくても丁寧にどう接客するか今後求めていく必要があるかなと思います。そのように考える次第です。

(委員)

ありがとうございます。

それと今の説明をお伺いして、また一点思いついたものがありますが、文書指導と苦情がそれぞれあって、それが1回だったり複数回あったりすると思いますが、文書指導の中で多かったものと、苦情の中で多かったものは、先ほど少し急かされたということもありましたが、もし特徴的なものがあれば教えていただけたらと思います。

(事務局)

文書指導の傾向と苦情等の傾向について事務局の方から少し説明させていただきたいと思います。

一番多いものはやはり時間外に車両や器材を、要は夕方の5時から4時までが準備、片付けを含めての時間になっていますが、それより前に搬入が見られたとか、朝の4時以降にまだ器材が残っていた、というところが多い指導の内容になっております。

苦情等に関してですが、やはり一番多いものは接客態度が悪いという苦情が一番多くなっております。その他としましては、汚水等が周りに飛び散っているとかそういった内容が多いと。やはり一番は接客態度という苦情が多くなります。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

もしかしたらこの後の議事の方の話になるのかもしれませんが、今いただいた中で苦情の方ですが、接客の話があって、私も今ざっと見た感じ、接客については、特段審査の対象になっていないというやり取りが少し見受けられたように思いました。

そのような中でも、ただやはりまちの、福岡の魅力の向上というところで、そのようなソフト部門は非常に重要な部分であると思いますし、もしそのあたりで、審査部会で面接をされた結果を受けてその部分の向上と言いますか、そのようなところで何か議論が行われたことがあれば教えていただけたらと思います。

(部会長)

接客については、営業ですからどうしても回転率を上げることでトラブルが発生していると思いますので、そのような意味では、丁寧に対応していただくしかないかなとは思っています。

それと、従業員も多くいらっしゃいますので、そのような方も含めてきちんと指導が行き届いているのかとかいう点も今後見ていく必要があると感じています。



後にも関係しますが、魅力向上をどう考えるかとか、自分のところが儲かれば良いという考え方をやはりされる傾向にあると思います。そうではなくてもう少し地域の魅力向上のためにどう繋げていくのかを認識してもらおうという話になっています。

(事務局)

事務局の方から少し補足させていただきたいと思います。

これらの苦情につきましては、屋台業務というのは関係部署が多岐に亘っておりまして、関係ある部署には共有を行っておりますし、必要に応じて巡回指導等のときに確認なり、指導というものもさせていただいておりますし、共有可能なものにつきましてはそれぞれの屋台組合にも共有しまして、組合の中でも確認をしていただくこととしております。

また、年に1回講習会をしておりますが、その中でも苦情をきちんとご報告しまして、今後そのようなことがないように注意喚起を図って参りたいと考えております。

以上になります。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかにはないでしょうか。

(委員)

一点は注文というか、別紙に委員会の意見とか書いてありますが、できれば苦情の一覧表みたいなものを作っていただきたいんですよね。分からないんですよ、これでは。どのような苦情が出て、どの屋台からどのような苦情が出ているのかが、できればもう少し詳しく書いてもらうように一覧表を作っていただければ非常にありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今巡回指導はどの程度やっているのでしょうか。最初の頃と同じなのでしょうか。その辺りを教えてください。

私が言っているのは一覧表にして、これ審査したわけですよ。そしたら結局□とかそれから□とか□とか□、□とか、苦情があると書いてあるから、それをできれば全部どのような苦情が出たのかを教えてくださいということですので、その一覧表を作ってくださいということです。

それと巡回はどのようにしているのですか。

(事務局)

はい、道路下水道局路政課でございます。

巡回は、屋台のある区におきましては、嘱託職員等で班を構成しまして、ほぼ毎日巡回する形を取っております。

これと別に民間委託もしておりますし、こちらの職員で行けない時間帯も回るようにしております。

(委員)

大体基本的には何時から何時頃までなのですか。

(事務局)

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

(委員)

ごみ出しの時間、確か業者が3時頃までにはごみを出してくれという話になっていると思うのですが、ごみ出しの時間はどのようにしているのですか。

(事務局)

すみません。回収時間は把握しておりません。申し訳ございません。

(委員)

苦情が出なくてきちんとやっているのであればいいのですが、普通中洲の場合も大体2時までに出してくれというのが通常です。屋台はそれより後まで営業していますから、そうなるとうとう回収時間に間に合わないでそのまま出していく可能性がありますから。確か最初の頃はごみも残ったものは持って帰れという話で動いていたと思うのですが、その辺りは是非きちんと確認していただきたいなと思います。

(委員長)

ほかにございませんか。

更新審査に関しまして、いろいろなご意見をいただきました。

それを踏まえまして今回提示されております更新認定可否の部会案に関しましては、いかがでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは議事2「第1回公募屋台の更新認定可否について」は以上ですので、事務局は、非公開資料を回収してください。

## 【報道関係者及び傍聴者入室】

### (3) 更新審査の結果と今後について

(委員長)

それでは議事を再開いたします。

議事3「更新審査の結果と今後について」に入ります。

資料のうち、「1 更新審査の結果について」は、先ほど非公開議事の中での審議内容も含めて、私の方から説明します。

1つ目の丸の「更新審査の概要」ですが、11月6日と11月14日の2回、審査部会

を開催いたしました。1回目は、審査部会の部会長・副部会長の選任と面接対象者を選定し、2回目は、面接実施とその結果を踏まえた更新認定可否の審査部会案を決定しました。

審査部会の部会長には八尋委員が選定され、副部会長には乙津委員が選定されました。

面接につきましては、更新申請者18名のうち10名を対象に、審査部会委員全6名で、1人当たり約10分で実施しました。

面接結果を踏まえた更新認定可否の審査部会案については、審査部会委員6名の合議により決定しております。

次に、2つ目の丸の「審査部会（案）」ですが、図の通り、更新申請者18名のうち10名の方を対象に面接を実施し、改善状況の確認、法令遵守意思等の確認などの面接結果等を踏まえ、18名全員更新を認定することが、審査部会（案）となりました。

先ほど非公開議事の中では八尋審査部会長から個別に説明があり、その説明を受けた後、例えば苦情に関する厳しい意見や文書指導ということも、今後どう対応をしていくのかとかを面接時に確認した上で、今後踏まえてほしい委員会意見というものを提示しております。

それから、文書指導、苦情についての面接確認事項が、屋台のエリア別に傾向があるのかどうかというご質問があり、やはりこれはエリアの客数の多さが、特に苦情等に関連している状況があるということをお答えいたしました。

それから文書指導や苦情の傾向については、文書指導に関しましては、時間外の器材等の搬入や、時間を超えて残ってしまっているということが見受けられています。

また、苦情については接客態度について多く苦情が出ているという結果がございました。また、接客の部分についてのやりとりが、今後の屋台の魅力の向上に向けても、重要であるということで、今後に向けた意見はどのようなものがあつたかということですが、それは後程の更新審査のあり方についてのところでも、説明がありますが、営業状況等、屋台状況の認識の強化であるとか、今回、状況報告書の記載の見直しなどを踏まえる必要があるということをお答えしております。

そしてもう一つ、巡回状況や屋台の運営に関する状況についてのご質問がありましたが、巡回に関しては、定期的に巡回を行っています。なお、その他、法令遵守を徹底するようにというご意見もいただきました。

そのような意見をいただきました後に、更新認定可否の結果としましては、審査部会案どおりの更新申請者18名全員の更新を認定することとなりました。

最後に3つ目の丸ですが、本日の選定委員会の決定後から令和2年3月31日までの間は、文書指導など一定の事実等が確認された際には、一定の事実の内容を踏まえて、委員長と八尋副委員長で対応について協議し、必要に応じて選定委員会を開催することとしたいと思います。

更新決定後の取扱いについて、何かご質問、ご意見がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。ご質問等がないようですので、更新決定後については、一定の事実の内容を踏まえ、委員長と副委員長で対応について協議し、必要に応じて選定委員会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

資料左側の「更新審査の結果について」は以上になります。

先ほども少し説明いたしました。資料右側「2 更新審査のあり方について」は、次回以降の更新審査について、審査部会で委員から出た意見についてですので、八尋部会長から説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(部会長)

では、資料右側「2 更新審査のあり方について」ご説明いたします。

今回初めての更新審査であり、実際に審査していく中で、審査部会として、ここを修正した方が良いとか、このような方法で行った方が良いといったご意見がありましたので、今後の対応も含めて記載しております。

まず、1つ目の「地域貢献等に対する屋台営業者の認識強化」についてです。

実際に、屋台営業者の報告の中では、地域貢献や屋台の魅力向上に対する認識が低いと思われる記載もあり、更新審査でも更新可否の判断材料とすることから、市が地域貢献などを屋台営業に欠かせないものと考えているのであれば、そのことを屋台営業者にきちんと理解させるべきではないかとの意見がありました。

これについては、公募時、更新審査時、講習会などの様々な機会を捉え、事務局からきちんとその度に説明を行うことで考えております。

次に、2つ目の「営業状況報告書式の見直し等」についてです。

提出された営業状況報告書において、記載内容が大まかであったり、営業計画書の内容を踏まえていなかったりするものが見受けられました。

これについては、理解しやすい項目への見直しや、営業計画書の内容と対比できるような書式に見直すとともに、提出された報告書を事務局でも確認・指導を行うよう見直すことで考えております。

次に、3つ目の「審査方法等の見直し」についてです。

今回の更新審査では、一部の対象者に事実確認を行うために面接を行いました。面接の趣旨が正しく伝わっておらず、対象者に無用の不安を与えた面がありました。また、今回は事実確認のみを行いました。屋台営業者からPRする機会を与えても良いのではという意見も出ています。

これについては、事実確認という趣旨を明確にし、また事実確認以外も確認できるような審査方法も含めて、次回更新時まで引き続き検討していきたいと考えており

ます。

最後に、4つ目の「営業計画書の変更・修正」についてです。

公募に応募したときに提出された営業計画書ですが、計画時、想定していた営業場所と実際の営業場所が異なっており、実際に営業する中で営業計画どおりにいかない状況が見受けられました。

そのような状況に対しては、必要に応じて営業計画書の変更・修正をさせることを考えております。

審査部会からの説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(委員長)

更新審査のあり方について、八尋部会長より説明がありました。

今の説明に関してご意見、ご質問ありますでしょうか。

(委員)

すみません。

地域貢献等に対する屋台営業者の認識強化ということですが、屋台の営業って、体力的にもかなり、時間にも追われますし、ハードな作業がありますが、先ほどの議題の時に審査の中身を見させていただいたときに、接客態度などで苦情が出たというところがありましたが、きちんと営業していただいて、お客さんに対して不快な思いをさせないような営業すること自体が、地域貢献であるのではないかなと思います。ですから、ことさら衛生的に営業することが、地域にとっても、貢献することになるかと思しますので、それ以外にいろいろと地域に対して何かをやってくれということは、負担になるのではないかなと思いますので、屋台の営業者の方を甘やかすということではありませんが、しっかりと良好な営業を続けていただくことが、地域貢献になるということで、そのような判断でやっていただいた方がいいのではないかなと思います。

(部会長)

基本的にはルールを守ってきちんと営業してもらうのが、基本だと思うのですが、一方で、どうして公募屋台として選ばれたかと言ったら、やはり地域貢献をしますということで選ばれたんですね。それは市のイベントに参加します、清掃活動もこのような形で地域に参加しますとか言っておりますので、そのような意味では、きちんとそういったことをどう認識しているのかが、必要だと思います。

どうして公募屋台として選ばれたのかというと、やはり市の屋台全体の模範となつて欲しいという狙いがあるものですから、そのような意味では、計画書通りに考えてもらうのが、重要ではないかなと委員会では思ったところです。

そのような意味で、きちんと確認するというので。ただし、先ほども出ておりましたように、計画通りにいかないことはやはりいろいろ幾つも出てきますので、そのような意味では、どのような改善策を図っていくかを、きちんと明記してもらう。計

画通りにっていないところは、計画を変更するなりの相談がやはりあっていいのかなと思います。

以上です。

(委員)

別件でいいですか。それと、面接を行った時に、面接の主旨を、面接を受けられる更新対象者の方に認識の違いがあったとおっしゃっておられましたが、それは次回以降しっかりご説明していただければ良いことだと思いますが、ただ、更新の時期は、事業者の方のいろいろな悩みとかご苦労とか、そのような相談を、いろいろなことを聞ける良い機会だと思いますが、その辺りのご対応については、この面談の時にされたのか或いは今後そのようなところを何か考えていかれるのか、教えていただければと思います。

(部会長)

そもそも面接に呼ばれたことに関して、屋台の事業者から何かのペナルティではないかと認識されたりしたのですが、そうではなくて、苦情なり何かがあったから、私どもとしてはそれを確認したかったというのが本当であります。

そのような意味では、そのような確認をした上で更新をきちんとするということが作業をしたいと思っているのですが、一方でやはり、屋台側の方も、いろいろな悩みとかもありますので、そのような場などは、今後また検討していくべきことではないかなと思います。

確かに計画通りうまく一番良いところでやりたかったと。ところがやはり少し違うところでやっていると。そしたら計画通りにもいかない。ということで悩みを持たれていますから、そういったところに関して計画書の見直しも含めて一緒に相談する場は何らかの形で検討されて良いかなと思っています。

(委員)

是非よろしく願いいたします。

(委員長)

補足ですが、3つ目の丸に書いてありますように、特定の営業者に面接を行うのではなくて、全員の方に面接をして、事業内容をPRしていただいたり、逆にこのようなことも少し工夫して欲しいとかの事業者の方からの意向といったものも確認するようにしたりしたらどうか、部会の中で上がっています。

ほかはいかがでしょうか。

(委員)

すみません。先ほどのところで、おっしゃった部分でもありますが、これにも載っていますので改めて、1つ目の地域貢献と魅力向上ですね。やはり、今の時期からかなり気温も下がって、非常に営業者にとって厳しい時期になるということもあります。そのような中でも、やはりこの福岡の魅力を向上していただく、そんな役割を

担っていただいていると私は思っております。

そのような中で、先ほどもサービス、接客についての話もしましたが、例えば資料の3つ目に書いています屋台営業者からのPRする場というところも踏まえて、そこ自体を屋台全体として、ここは公募屋台の話をしてはいますが、それを屋台全体としてどうやって捉えていくべきかとか、あと私が聞くところによると、結構急かされるという話も聞きます。ただそれ自体は、やはり回転率を上げるためにはそうせざるを得ない、特にお客さんが多いところだと。そのような事情は分かりながらも、ただ、やはりそのようなところが、お客様にとって、どうなのだろうと思うという事実もあると思います。そのようなところも含めて、いろいろな屋台の中で、いろいろな課題ですとか、事案があるということと共有すると。屋台の皆さま方で共有をしていただくと。そのような場も含めて、何か設定ができれば、是非議論していただければなということ、意見で申し上げます。

(委員)

営業状況報告書の書式の見直し等に関係してくると思いますが、来年度の6月からHACCPが導入されることになりまして、衛生管理の面であったり、日々の記録、あとクレーム等があれば随時記録を残していく必要がありますが、屋台組合においてそのような一定の書式等が決まれば、その書式等に準じたものにすれば、後日報告書を書くときは、簡便になるのではないかと思いますので、そのような点も考慮していただければと思います。

(委員)

HACCPについてですが、移動飲食業組合には皆入っているのでしょうか。

(事務局)

大半は入っていますが、一部の方は入られていない方もいらっしゃいます。

(委員)

結構組合できちんとHACCPの部分も指導して、いろいろ研修会も行っています。

だからやはり、今後やっていただくとするならば、是非組合には入っていただくようにして、それで、そうすると組合の人たちの意見も聞けますし、いろいろな話ができると思うので、行政としてもしっかり組合に入るように取り組んでいただきたいなと思っております。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

審査部会の中でも言いましたが、先ほどの営業状況報告書の書式の見直しについてですが、書式の見直しもちろん非常に大事だと思いますが、書式の見直しだけではなくて、記載の内容の確認。先ほどのドットファイルは今手元にありませんが、とりわけあの中には、昨年の決算書と今年と来年の見積書、予算書と言いますか、3

年間分が記載される箇所があります。このような言い方をしてはいけないと思いがら言いますが、いい加減というよりも悪意さえ感じるような記載内容の方がおられます。やはり、そこはただ記載してもらえばいいというわけではなくて、数字の問題、金額の問題ですから、どこかでかはやはりその数字になっただけの信憑性を担保するようなことを、市側としてはやはり考えておくべきではないか。ただ作文として書く分であれば誰でも書けるだろうと思います。

それが私たち審査部会であれ、こちらの委員会であれ、更新するのが適切であるかどうか、そのような判断材料になりますので、ある程度はどこかでやはり、きちんとした担保すべき箇所があれば、そのような方策を考える必要もあるのかなと思ったぐらいいい加減な、これはもういい加減だろうというような数字の記載が少なからず見受けられたような気がしております。私だけかもしれませんが。

以上です。

(委員長)

委員には面接時にもご指摘いただきましたし、それを踏まえての見直しということになります。

今日貴重なご意見いただいておりますので、それらの意見を踏まえまして、今提示しております見直しを軸にして、今後検討したいと思っておりますので、この件についてはよろしいでしょうか。

それでは最後に、資料右下に「3 次回公募について」。

事務局から、説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料「更新審査の結果と今後について」の「3 次回公募について」、ご説明いたします。

平成30年12月に第2回公募を実施しておりますが、それ以降に廃業した屋台があることなどから、次回公募に向けた準備を開始したいと考えております。

説明は以上でございます。

ご審議よろしく申し上げます。

(委員長)

はい。では次回公募についての説明でした。

(委員)

すみません。前回の宿題ですが、実は、長浜地区は、ずっと今、大体常時4店舗しか営業しておりません。多分営業できる区画は、8ないし9あるかと思いますが、前回公募でも手も挙がりませんでしたし、お一方やってみようかという方もおられましたが最終的には辞退されました。

もう、今と同じように、他のエリアと同じような公募の仕方をやっているとなかなか厳しい状況なのかなと思います。



長浜エリアだけ優遇するのはいかがなものかと思いますが、何か抜本的なことを、場所を変えとか、或いは何かを考えていかないと、非常に厳しいかと思いますが、或いはもう長浜エリアはなくしてしまうのかというぐらい、今非常に厳しい状況になっております。

その辺りはぜひ、次回の公募の際には、いろいろなことで考えていただいて、工夫をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

長浜についてございます。

今、委員もおっしゃられました、今現在、長浜で営業している軒数は4軒でございまして、募集できる区画数というのは9軒ございます。第1回、第2回とも長浜で募集をかけましたが、実際に営業に至った屋台はなかったという状況でございます。

屋台はもともと、やはり地域との共生の上で成り立つものと考えておりました、地域等との関係者のご意見なども踏まえながら、丁寧に検討して参りたいと考えておりますし、今後実際に、次回公募をするに当たりましては選定委員会の中でもご意見いただきながら検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

(委員)

是非よろしく願いいたします。

(委員)

それでいいのですか。同じことをこの前も言ったでしょう。何も考えていないのですか、と。

(委員)

何か具体的に変わることがあれば是非。

(事務局)

これから公募場所として認定していくときに地域の方のご意見を伺っていくことになりますので、その辺りはもう少し具体的に、地域の方にご意見を伺いたいと考えております。

(委員)

もう少し言っていていいですか。

地域の方のご意見を聞いていただくのは、大事なことですが、そもそも今成り立ちませんよ。正直言って。2回連続手も挙がらないし。

ということは、私地元ですが、博多ラーメン発祥の地ではありますが、屋台のエリアとして、存続できるかどうかというぐらいの、非常に危機的な状況になっていますけれども。今さらまだ地域の意見を聞いていくとか、それ、地域の意見聞いても、別に何も進みませんよね。多分、今、地域の方は賑わっていないし、迷惑はしませんよ。うるさくもないし、人もいないし。

しかし、それでは屋台としては、エリアとしては、観光に資する、そして賑わいを作るのが屋台ということで、今回公募をしているわけですから、そのようなエリアではない、今現状です。

なので、本当にどうするのかと思います。どうすべきかは考えていただかないと、地域の意見を聞いても、何も進まないと思います。何も今困っていないのですから。

では、困っていないからこのままかという、賑わいは創出できませんし、実際、もともと長浜地区で屋台をやっていたお店が何店舗か、近くで、いわゆる屋台ではなくて、店舗で入居して、営業されております。そこは、比較的、私地元ですから時々行くのですが、賑わっております。

ですから考え方として、どうするのだろうと、どうするべきかを考えていただかないと、もうこの地域の方に聞いてきても、繰り返しになりますが、そのようなことばかりやっていたのでは、何も状況は変わらないと思いますので、少しくつい言い方になりますが、そのぐらいの考えを持っていただかないと、長浜エリアは、屋台の営業は厳しくなりますので、次回の会議、審査会の時には、具体的に検討方向を整理していただきたいと思います。

以上です。これは要望というか、お願いでございます。

(委員長)

ありがとうございます。

他には。

(委員)

はい。

1点だけ少し事実確認だけなのですが、先ほどの長浜の区画のように、最初から空いているところ、それから廃業をした屋台があるというところがありますが、エリア別に、その数だけ教えてください。

(事務局)

今、有力な候補地として考えられる場所の数ですが、前回公募したにもかかわらず営業開始に至らなかった場所は、長浜の5区画がございます。

前回公募実施後に、廃業した場所は、全部で4ヶ所ございます。天神東に2区画、天神西に1区画、下呉服に1区画ございます。

ただ、これらにつきましては、今後地元の協議や警察との協議も踏まえて、正式に場所として、この選定委員会で提案させていただきたいと思っておりますので、今のところは有力な候補地という考えでございます。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

長浜で被って申し訳ありませんが、今長浜の4軒、営業していますよね。この辺りの営業の黒字とか赤字とかは分かっているのでしょうか。

(事務局)

公募屋台につきましては、条例・規則の中で、報告書を義務づけておりますが、既存の屋台につきましては、報告を義務付けておりませんので、はっきりしておりません。

以上でございます。

(委員)

逆にその辺りは把握していくべきだと思いますよ。

長浜で屋台を出しても黒字にならない、赤字でやらなくてはいけないというのは皆頭の中にありますよ。だから希望者が出ないのですよ。

でも長浜でやっても十分やっていけますよ、と分かれば、皆さん手を挙げるはずですよ。

だからそのようなものを十分把握して、あと黒字と赤字、トントンと言いますか、それくらいで良いと思いますが。いわゆる最低限として。そうしたら、例えば、2区画を1区画にしてやって、大きな店舗にしてやって、そして、そこで営業できますよとか、やはり何か特典を与えないと、今委員が言っているように、本当私たちが見ても長浜本当これ無理だねと思いますよ。皆さんも多分思っていると思いますよ。

だからその辺りを本当に十分考えてくれないと。そしておまけに、もう委員が2回ぐらい質問して答えは一緒、それはないですよ。はっきり言ってやかましく言いたくなりますよ。仕方ないのかもしれませんが、やはりもう少し誠意を持って、この話は取り組まない。

もういつそのこと長浜をなくせという方が、話が早いかもしれませんよ。それで良いのならそれの方が良いのかもしれない。だからその辺りは十分考えてやってください。

(委員)

ありがとうございます。ほかには。

よろしいでしょうか。

ではほかにご質問等がないようですので、ご意見を踏まえながら、次回公募に向けて準備を開始することとしてよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

それでは本日の議題は以上ですが、全体を通して何かご意見やご質問はありますか。

(委員)

何度もすみません。

少し最後に1点だけ。私、前期から屋台選定委員会に携わらせていただいて、ずっ

とこの公募屋台のお話に関わらせていただいておりますが、これは事務局にもお伺いをしたいのですが、先ほど長浜の例で、公募屋台の部分は0で、でも公募ではない屋台は4軒でしたね。それで、例えば長浜だけではなくて全市的に公募の屋台とそうではない屋台とが混在している状況であるのは分かっていますが、そこが具体的に全体としてどうなっているのかが、少し分かりづらいと私は思っています。というのは、公募の屋台の部分だけ、確かにこのエリアがここで、その中で何店舗応募をしてきて、というのはよく分かりますが、それ以外の部分は、選定委員会ですからね、確かに名前とすれば、役割を越えるかもしれませんが、その部分の現状把握なしに進めていくのも、いかがなものかなと私は委員として、少し感じることもありますので、もし何かあればご意見いただきたい。

(事務局)

公募屋台含めた全体の情報が必要ではないかというご意見だと思います。

当然、屋台全体を把握しての公募屋台を検討するというのは大事なことだと思いますので、仮に申し上げますと、全体 105 軒ございまして、そのうち 27 軒が公募屋台でございまして、残り 78 軒が既存屋台という状況になっております。今後、一代限りという条例にもなっておりますので、最終的には極端な話、全て公募屋台になるのかなと思いますが、いずれにしましても、今後、選定委員会の場面の中でも、全体が分かる情報等も提供させていただきたいと考えております。

以上です。

(委員長)

大変重要なお意見ありがとうございます。

そういったご意見を踏まえて、次回公募に向けて準備をしていきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは本日の選定委員会を終了いたします。

進行を事務局にお返しします。

(事務局)

長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

今日既にご審議いただきましたように、今回は更新の申請者 18 名全員を更新として認定をしていただくことになりました。

更新の審査は今回が初めてでございましたが、順調にお話を進めることができましたのも今言われました皆さまからのご意見、ご提案によるものと思っております。特に、審査部会のメンバーの方々は、きめ細かな審査をしていただきまして、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

認定された更新申請者の方々は、今後、市長による更新決定を経て、来年4月以降も、営業できることとなります。これらの屋台が引き続き、市民に愛される屋台となりますよう、事務局といたしましても、委員の皆さまからいただきました意見、ご提

案も踏まえまして力を尽くして参りたいと思います。

特に、長浜の件は、再度今日お話ありましたので、真摯に検討させていただきます。  
よろしくお願ひします。

これから、今後第3回の公募に向けて準備を開始いたしますので、今後ともどうぞ  
よろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。